

配布中 区内のお花見スポットを紹介!

「こうとうトコトコ日和」春号

今回は「花咲くこうとう 春さんぽ」と「家でもピクニックにも テイクアウトグルメ」の2つを大特集。桜をはじめ、チューリップ、牡丹、藤、紫陽花など、春から初夏に区内で見ごろを迎えるお花見スポットを掲載。どこでも気軽に楽しめるお持ち帰りグルメも紹介します。トコトコ日和を片手に五感で春を感じてください。



「魅力百桜、江東区。」
こうとうの桜まっぷ

区内の桜の名所を網羅したコンパクトサイズのマップです。亀戸や門前仲町、清澄白河など、地域ごとに魅力的な桜の風景を写真で紹介するほか、ぜひ立ち寄ってほしいおでかけスポットもピックアップ。英語版「KOTO CITY SAKURA MAP」も配布しています。マップを手に、桜色に華やいだまちへおでかけください。



【配布場所】江東区観光協会事務所(産業会館内)、こうとう情報ステーション(区役所2階)、文化観光課(区役所4階33番)、各出張所、各文化センター、区内観光施設等
☎江東区観光協会 ☎03-6458-7400 ☎03-6458-7420

健康・福祉

このほかの記事は10・11面こうとうインフォメーションに掲載

交通事故等が原因で健康保険・介護保険を使用する場合は届け出を

交通事故(自損事故含む)や傷害事件など第三者から受けただけなどが原因で治療や介護サービスが必要になった場合、医療費や介護サービス費は加害者(相手方)が過失割合に応じて負担します。この際、健康保険や介護保険を使う場合は保険者(区)に届け出を行うことが法令により義務付けられています。右記を参照のうえ、手続きを行ってください。

国民健康保険・後期高齢者医療制度を使用する場合	<ul style="list-style-type: none"> ●医療保険課保険給付係に必ず連絡してください。担当者が事故の状況など確認したうえで、必要な手続き(届け出書類等)をご案内します ●届け出により保険診療を受けることができます。この場合、自己負担分を除いた医療費を健康保険から加害者に請求します ●診療を受ける際は、医療機関に「事故による受診」であることを必ず伝えてください
介護保険を使用する場合(65歳以上の方)	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険課給付係に必ずご連絡ください。担当者が事故の状況など確認したうえで、必要な手続き(届け出書類等)をご案内します ●届け出により介護保険を使用することができます。その場合、自己負担分を除いた介護サービス費を介護保険から加害者に請求します ●介護サービスを利用する際は、ケアマネジャーに「事故による利用」であることを必ず伝えてください

☎【国民健康保険・後期高齢者医療制度について】

医療保険課保険給付係 ☎03-3647-3168 ☎03-3647-8443

【介護保険について】

介護保険課給付係 ☎03-3647-9498 ☎03-3647-9466

※交通事故の場合は事故証明書が必要ですので、必ず警察に届け出てください

※交通事故には自動車事故(二輪車を含む)だけでなく、自転車事故(自転車間または自転車と歩行者間の交通事故)も含まれます

※仕事や通勤中の事故によるけがは、労災保険の対象となるため、健康保険や介護保険は使えません

国民健康保険加入・脱退などの手続きは電子申請で

4月上旬は窓口が混み合い、長時間お待たせしてしまうことがあります。マイナンバーカードをお持ちの方はぜひ電子申請をご利用ください。

電子申請

マイナンバーを利用したマイナポータル「ぴったりサービス」で、国民健康保険の資格取得・喪失の手続き、産前産後期間の国民健康保険料の免除の届け出ができます。



▲加入・脱退等のオンライン手続きについて

郵送による届け出もできます



▲加入について



▲喪失について

資格取得日前の加入を受付

3月9日(月)から本庁舎窓口(区役所2階7番)のみで、国民健康保険の資格取得日前の加入受付も行います。4月1日(水)～5日(日)に社会保険等の資格を喪失する方が対象です。



▲資格取得日前の加入受付について

※いずれも証明書等が必要です。詳細は区HPをご覧ください

☎医療保険課資格賦課係 ☎03-3647-3167 ☎03-3647-8443

手話講習会(入門コース・基礎コース)受講生募集

「入門コース」は手話を初めて習う方を対象に、きこえない人への理解を深め、あいさつや自己紹介、簡単な会話ができることを目指します。

「基礎コース」は、入門コース修了レベルの方を対象にしています。

☎4月14日～令和9年3月9日の火曜(各35回)

【昼コース】14:00～16:00

【夜コース】18:30～20:30

☎高齢者総合福祉センター

※開・閉会式は総合区民センター

☎区内在住・在勤・在学の18歳以上(令和8年4月1日現在)でインターネット環境が整っている健聴者で、それぞれ右記の要件を満たす方



【入門コース】手話の学習未経験者の方 ☎38人(抽選)

※過去に入門・基礎コースを受講した方は不可

※4月7日(火)ガイダンス(説明会)の受講が必要

【基礎コース】入門コース修了レベルの方 ☎24人(選考)

※3月24日(火)に選考試験あり

☎テキスト代と手話動画視聴システム費用は自己負担

☎【入門コース】3月24日(火)19:00まで【基礎コース】3月17日(火)19:00までに社会福祉協議会HPまたは電話・窓口でボランティア・地域貢献活動センターへ

☎03-3645-4087 ☎03-3699-6266



点字版区報を
発行しています

こうとう区報の内容を視覚に障害のある方にお知らせするため、点字版区報を発行しています。発行日は毎月1日・11日・21日の3回で、区からご自宅にお送りします。点字版をご希望の方は、広報係へお申し込みください ☎広報広聴課広報係 ☎03-3647-2299 ☎03-5634-7538